

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(環境省)

項目名	再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設		
税目	法人税		
要望の内容	<p>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）による環境大臣の認定※を受けた事業計画に基づく設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額から設備投資費の税額控除 10%、又は当該資産に係る特別償却 50%を可能とする特例を新設するもの。</p> <p>※再資源化事業等高度化法に基づく環境大臣による3つの認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第11条に基づく「高度再資源化事業計画」の認定 ② 第16条に基づく「高度分離・回収事業計画」の認定 ③ 第20条に基づく「再資源化工程高度化計画」の認定 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">▲429.9百万円 (百万円) (百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲429.9百万円 (百万円) (百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲429.9百万円 (百万円) (百万円)		

(1) 政策目的

再資源化事業等高度化法に基づく認定制度により、動脈産業・静脈産業双方に対して高度な再資源化事業への転換を促進することで、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環型社会を実現し、産業競争力の強化、経済安全保障の確保、脱炭素社会への寄与、地方創生等を図るもの。

(2) 施策の必要性

我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を策定し、これまで分別の徹底や資源回収などの市民の取組、地域の循環システムの構築や不法投棄・不適正処理の監視指導などの地方公共団体による取組、排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理・3Rの推進や拡大生産者責任に基づく環境配慮設計などの事業者による取組、関連法制度の整備・運用や財政支援等の国による取組など各主体が循環型社会の形成に向けた取組を進めてきたところ。その結果、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に向上し、最終処分量は大幅に減少したものの、近年の循環利用率は横ばい又は減少傾向となっており、これらを高める取組を一段と強化する必要がある。

我が国の社会の状況を見ると、例えば、国際的な研究機関の報告によれば、各国と比較した我が国の幸福度は、近年上昇傾向にあるものの、依然として先進国の中では最も低い水準が続いている。「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現には課題があるといえる。また、国内外の経済状況に目を向けると、2023年に30年ぶりの高水準の賃上げが行われた一方で、近年の国際的な緊張の高まりを背景に国際的な資源獲得競争が生じており、原油・原材料・穀物等の国際価格が高騰し希少物資の確保が難しくなる状況に直面するのではという懸念が強まっている。この結果、国内では、国際的な原材料価格の上昇や円安に伴う輸入物価の上昇に起因する物価の高騰が生じている。国内で資源を循環させて最大限活用することは国内の資源供給量の増加を通じて輸入物価の上昇の影響を縮小させる効果をもたらすものであり、環境負荷の軽減に加え、重要鉱物などの供給を増やすことで国際的な産業競争力や経済安全保障の強化にも資することになる。

このような状況の中で、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要である。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となる。この際、短期的には経済合理的ではない等の理由により、各主体の自主的な取組だけでは循環経済への移行に向けて十分な取組が進まない場合には、制度や予算の活用等により必要な施策を講じていく必要がある。

そのため、循環経済の実現を、気候変動等の環境対策と地方創生・経済成長を同時に達成するための国家戦略と捉え、その施策を政府全体として戦略的かつ統合的に行うため、「循環経済に関する関係閣僚会議（第1回）」が令和6年7月30日に開催され、令和6年8月2日には第5次循環基本計画が閣議決定されたところ。

このように循環経済の実現が強く求められる中で、第213回国会で成立した再資源化事業等高度化法は、単なる適正処理・再資源化事業の延長ではない高度な再資源化事業を創出し、動脈産業・静脈産業の連携や市場競争の活性化を促すため、非常に重要な役割を担うことが期待されている。他方で、それらの事業を実施することとなる者は、その多くが中小企業である廃棄物処理事業者、または、製造業者をはじめとする多様な規模や業種の動脈産業事業者の新規参入者であり、当該事業の実施に必要な設備の投資に係る多額の財政負担は、中小企業規模の事業者の投資意欲や他の業種の事業者の新規参入の障壁となりうる。循環経済の実現に向けて、より多くの事業者の取組を促し、期間を絞って事業者の負担を軽減し、設備投資や新規参入を加速させることを目的に、本要望特例措置を行う必要がある。

今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
		高度な再資源化事業の創出・成長により循環経済を実現し、国内の天然資源の消費量の削減、及び、それに伴う経済成長を目指す。 アウトカム指標：資源生産性（国内総生産/天然資源等投入量）を2030年度に60万円/トン以上とすること。
	政策の達成目標	4年間（令和7年4月1日～令和11年3月31日）
	租税特別措置の適用又は延長期間	資源生産性が56.8万円/トン以上となることを目標とする。
	同上の期間中の達成目標	2021年度現在の資源生産性は45.7万円/トンとなっている。
	政策目標の達成状況	113件/4年間（平年度34件/年、初年度のみ11件/年）
	要望の措置の適用見込み	再資源化事業等高度化の施行にあわせて本要望特例措置を講じることにより、短期間でより多くの高度な再資源化事業を創出することで循環型社会ビジネス市場の活性化を図り、動脈・静脈産業の新陳代謝の加速化や国内外での産業競争力の強化が期待される。
	当該要望項目以外の税制上の措置	「公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の拡充」を要望中
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	1. プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（令和7年度要求 60億円、エネルギー対策特別会計） 2. 先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）（令和7年度予算 65億円+事項要求、GX予算） 3. 財政投融資の措置（環境・エネルギー対策貸付（3-1 環境・エネルギー対策資金））（R7年度拡充要望）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	1・2のいずれの予算上の措置も対象が一部重複することは想定されるものの、 1については、脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材に対象を絞り、資源循環を通じてカーボンニュートラルの実現に寄与する技術の実証を伴うことが要件となっていること 2については、温室効果ガス排出量の削減が困難な（Hard-to-Abate）部門を段階的に削減していくことを目的とし、対象廃棄物が限られるほか、大幅な温室効果ガスの削減が見込まれる大規模施設の対象に絞られることから制度目的及び適用される対象範囲が異なる。 3については、再資源化事業等高度化法に基づき環境大臣の認定を受けた事業者を対象にしており、適用対象は同じである。

		その上で、本要望税制特例措置と財政投融資での措置による支援により、高度な再資源化事業の創出を図るものである。
	要望の措置の妥当性	本制度は再資源化事業等高度化法に基づく国の認定を受けた事業者に対し、認定事業計画に沿った設備投資等に応じた税額控除又は特別償却を受けることができる制度であり、国の認定を得る段階で既に厳しい審査等を受けていることから、それに伴う支援は可能な限り活用者にとって簡易なものであることが望まれる。また、同じ再資源化事業の間で財政支援の対象可否の差があるべきではないと考えられる。 申請や審査数等の事務コストを要し、予算の範囲内で対象を限定せざるを得ない補助金等に比べ、認定事業者が比較的簡素な事務手続きで等しく恩恵を受けることが可能という観点から、再資源化事業等の認定に係る支援としては租税特別措置とすることに妥当性があるものと考えられる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—